

令和6年度最上町中小企業運転資金貸付利子補給補助金のご案内

最上町では、中小企業者の経営維持安定化を支援するため、事業経営に必要とする運転資金の貸付を利用する事業者に対し、利子補給補助金を交付します。

1. 補助対象者

次の(1)(2)いずれにも該当するもの

- (1) 最上町内に住所及び町内事業所を有する中小企業者
- (2) 納期到来の町税を完納している者



2. 対象資金及び利子補給期間と額

- (1) 対象融資資金 : 山形県商工業振興資金及び小規模事業者等経営改善貸付(マル経)を利用したもの。ただし、運転資金に限る。(貸付1年超えること。新規貸付分とし、借換は含まない。)
- (2) 利子補給期間 : 最初の利子支払月から起算して、2年(24ヶ月)を限度とし、交付は毎年1回とする。利子補給金の計算は毎年度行う。
- (3) 利子補給額 : 借入金額の年利1パーセント以内で、1事業者の利子補給限度額は10万円以内(貸付上限どおり指定期日に償還されたものに限る。返済遅延による利子増加分は補給しない。)

3. 補助金申請手続き

(1) 申請受付先

最上町産業振興センター 最上町大字向町581 電話0233-43-2340

(2) 申請方法

貸付けを受けた日から速やかに、最上町中小企業運転資金貸付利子補給補助金交付申請書に、以下の書類を添えて申請する。(交付申請は毎年度行う必要があります。)

- 1. 融資申込書または、金融機関との契約書の写し
- 2. 信用保証協会からの信用保証書又は保証決定通知書
- 3. 借入金の償還表の写し
- 4. 町税の納税証明書(申請書が法人の場合は会社)
- 5. 個人情報の提供に関する同意書

お申込み及びお問合せ先
最上町商工観光課 産業振興センター
電話 : 0233-43-2340